

大崎町地域計画協議の場（有村下地域）の結果について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大崎町長 東 靖弘

市町村名	大崎町	
地域名	有村下地域（档ヶ山）	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月28日 (第1回)	

1. 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

区画については約10a区画であるため、大型の耕作機械による農業が困難な状況である。また、用排水兼用水路や土水路が農地の汎用化の阻害要因となっている。道路も狭小な幅員が多く、大型機械が入ることが困難である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業者の高齢化、後継者不足が進行しており、将来的に担い手農家が不足すると考えられる。早急なほ場整備が必要とのことで、令和4年度に農地中間管理機構関連農地整備事業が採択されたため、今後、ほ場整備を見据えて近隣の農業法人などに声掛けし、地域農業に参入してもらい、農地を維持していく。

2. 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等の面積	11.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は別添地図のとおり）

人・農地プランの有村下地域をベースとし、農業振興地域内を区域とする。

3. 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積, 集団化の取組
農地中間管理機構関連農地整備事業の担い手への集積要件をクリアするため, ほ場整備後の担い手への集積方針を今後定める予定。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理事業機構関連事業ではほ場整備を行う予定であるため, 農地中間管理機構の活用率は約97%と高い。
(3) 基盤整備事業への取組
農地中間管理事業機構関連事業を活用してほ場整備を行う予定であり, 令和4年度に計画承認, 令和6年度に着工, 令和10年度に完成を予定している。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
地域の担い手が不足しているため, ほ場整備を契機に近隣の担い手農家に参入を促す。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下の任意記載事項

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業
④輸出	⑤果樹等	⑥燃料・資源作物等
⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨その他

【選択した上記の取組内容】

--



# 現況地図 (有村下地域)

